

# GPS-Business利用約款

## 変更内容について

ベネッセ i-キャリア取り扱いアセスメントテストとして、サービス基準の統一の観点で見直しを行っています。また、利用者という表現を受検者に改めました。これに伴い全体的に詳細な表記等を見直しています。

なお、条項の番号等のみの変更、ならびに漢字かな表記等のみの変更については「変更なし」として記載を省略しております。

2019年10月15日 改定後	改定前	主な変更点
<b>第1条（目的）</b> 株式会社ベネッセ i-キャリア（以下「甲」という）は、このGPS-Business利用約款（以下「本約款」という）に基づき、パソコン上で実施するアセスメントテスト「GPS-Business」（以下「本サービス」という）を申込者（以下「乙」という）に提供し、乙が本サービスを利用するにあたり、甲及び乙は本約款を遵守するものとする。	<b>第1条（趣旨）</b> GPS-Business利用約款（以下「本約款」という）は、「GPS-Business利用申込書兼お客様情報登録票」（以下「登録票」という）記載の申込者（以下「乙」という）が、株式会社ベネッセ i-キャリア（以下「甲」という）の提供するパソコン上で実施するアセスメントテスト「GPS-Business」（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、甲及び乙が遵守すべき事項を定めたものです。	ベネッセ i-キャリア取り扱いアセスメントテストとして、サービス基準の統一の観点で見直し。
<b>第2条（本サービスの内容）</b> 本サービスとは、乙が指定する乙に所属する従業員、職員、入社予定者、及び入社希望者等の受検者（以下「受検者」という）への本サービス案内、ならびにテストの実施、採点処理、成績（帳票）納品、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なテスト管理システム（以下「本システム」という）の利用権限、各種マニュアル等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。	<b>第2条（本サービスの内容）</b> 本サービスとは、乙が指定する乙の従業員及び乙の入社希望者等の受検者（以下「利用者」という）がGPSテスト（以下「本テスト」という）を受検し、甲が利用者の本テストの採点結果を乙に納品するサービスの総称をいう。	サービスに含まれる内容を具体的に記載。
<b>第3条（契約の成立と個別テストの申し込み）</b> 1. 乙が、本約款に同意し、甲に対して本サービスの利用の申し込みを行い、本サービスの利用申込書が甲に到達することにより、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとする。 2. 乙は、契約の成立後、乙の希望する実施条件を、甲が指定するテスト申込書（以下「テスト申込書」という）もしくは別途甲の指定した方法で、甲が指定する期限までに送付する。甲はテスト申込書の受領後、記載内容を確認のうえ本システムへの情報登録を行い、乙が本システム上でテスト実施に関する設定を確認することができるタイミングをもって、個別テストの申し込みが成立するものとする。	<b>第3条（申込みと契約の成立）</b> 1. 乙が、本約款に同意の上、登録票を用いて甲に対して本サービスの利用の申し込みを行い、甲が本サービスの申込者（団体）IDならびに管理者のID及びパスワード（以下、「申込者（団体）ID等」という）を乙に発行し、申込者（団体）ID等が乙に到達することをもって、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとする。 2. 乙は、本サービスの申込者（団体）ID等受領後、乙の希望する実施条件を記載したテスト申込書（以下、「テスト申込書」という）を甲の指定した方法で、甲が指定する期限までに送付する。甲はテスト申込書の受領後、記載内容を確認のうえ甲が提供するアセスメント管理システム（以下「本システム」という）への情報登録を行い、乙が本システム上でテスト実施に関する設定が完了した時点での該当テスト申込書による申込が成立するものとする。	契約の成立のタイミングを変更。 個別テストの申込成立を明記。
<b>第4条（申込者のID等の利用登録）</b> 1. 乙は、本サービスの利用申し込み時に、本サービスの管理者を定め、甲に通知する。甲は、乙から管理者の情報を受領後、本サービスの管理者IDならびにパスワードを発行し、電子メールで通知する。 2. 乙は、前項の管理者のほか、個別テストのみを管理する運用担当者を設置することができる。 3. 乙は、甲より発行された管理者ID、ならびに本システムから発行されるその他ID等（以下「申込者（団体）ID等」という）を厳重に管理する義務を負い、第三者（甲乙以外の者をいい、乙の親会社、子会社、関連会社・機関・組織等を含む。以下同様）に譲渡、貸与、開示等してはならない。 4. 甲の責に帰すべからざる事由により、乙の申込者（団体）ID等が漏洩し、乙に損害が発生した場合、甲はその責を負わない。 5. 甲の責に帰すべからざる事由により、第三者が乙の申込者（団体）ID等を用いて本サービスの利用等を行った場合、甲は、当該利用等が乙によるものとみなすことができる。 6. 本サービス利用申し込み時の申請内容に変更が生じた場合は、乙は速やかに甲に通知し変更を行うものとする。 7. 乙は、本サービス利用申し込みにより得られた権利を第三者に譲渡、継承、又は担保に供することはできないものとする。 8. 甲は上記各項に違反する事由を発見した場合、乙に対しその是正を催告し、甲の判断において乙の申込者（団体）ID等の利用を停止することができるものとする。	<b>第4条（利用方法）</b> 1. 乙は、申込者（団体）ID等により、甲の提供する本システムにアクセスし、利用者の管理を行うものとする。なお、甲は乙に対し本サービスに関する各種マニュアル（以下「マニュアル等」という）を提供するものとし、乙はマニュアル等に従って操作を行うものとする。 2. 甲は、本システムからの乙の指示により、利用者に対し、本テストの受検案内を送付するものとする。 3. 甲は、利用者の本テストの採点結果を、本システムへアップロードすることで納品するものとする。	申込者のID管理に関する項目を追加。（改訂前第8条に記載していたものの移管を含む。） 運用担当者の設置について追記。
<b>第5条（受検者情報、ID等の取り扱い）</b> 1. 乙は、受検者個別の受検者用ID・パスワード（以下「受検者用ID等」という）を決定のうえ受検者に指定し、受検者は指定された受検者用ID等で本サービスを受検するものとする。 2. 乙は、乙が指定する受検者の情報を、甲が指定する方法で本システムに登録する。 3. 乙は、受検者に対し本サービスの受検を告知するものとする。 4. 乙は、受検者に、受検者用ID等を厳重に管理させ、第三者への譲渡又は貸与もしくは開示等をさせないものとする。 5. 乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに受検者用ID等が漏洩したことにより乙又は受検者を含む第三者に生じた損害に対し、甲は一切の責任を負わないものとする。 6. 乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらず、漏洩した受検者用ID等を用いて、当該受検者用ID等の使用を認められた受検者以外の第三者が本サービスを受検した場合、甲は当該受検が当該受検者によるものとみなすことができる。 7. 甲は、受検者用ID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該受検者用ID等の使用又は本サービスの利用を一時的に停止することができる。	<b>第9条（利用者用IDの使用管理）</b> 1. 乙は、利用者に利用者用ID・パスワード等（以下「利用者用ID等」という）を提供して、本サービスを受検させるものとする。 2. 乙は、利用者に、利用者用ID等を厳重に管理させ、第三者への譲渡又は貸与もしくは開示等をさせないものとする。 3. 甲は、利用者用ID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該利用者用ID等を自ら変更し、又は乙に変更を求め、当該利用者用ID等の使用又は本サービスの利用を一時的に停止することができる。	受検者IDの登録方法、受検者への告知、ならびに受検者のID管理に関する項目を追加。 (改訂前第19条に記載していたものを含む)

第9条（乙の義務及び禁止行為）	<p>1. 乙は、本サービスを甲が予め承諾した利用目的（乙の採用選考等における受検者の適性の評価、ならびに受検者の自己理解の目的等を含む）で使用するものとし、その他の目的で利用してはならない。なお、その他の目的とは、乙から受検者以外の第三者に対する本サービスの実施、商業目的での利用を含むが、これらに限らない。</p> <p>2. 乙は、乙自ら又は第三者をして、本サービスで提供されるテストの採点をしてはならない。</p> <p>3. 乙は、乙自ら又は第三者をして、如何なる方法によつても、本サービスについて、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。</p> <p>4. 乙は、乙自ら又は第三者をして、本サービスと同一又は類似のものを作成してはならない。</p> <p>5. 乙は、乙自ら又は第三者をして、本サービスと同一又は類似のものを用いて、本サービスと同一又は類似したサービスを提供してはならない。</p> <p>6. 乙は甲の定めたマニュアル及び、付属マニュアル等によらずに、本サービスを実施してはならない。</p> <p>7. 乙は、本サービスについて、盗難、紛失、破壊等の防止に必要な合理的措置を講じなければならない。</p> <p>8. 乙は、乙が行うべき作業等を第三者に委託する場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、受検者の個人情報についての厳重かつ適正な取り扱いを定めた契約を締結し、委託先の当該個人情報の取り扱いについて責任をもつて監督する。乙が、甲に対し、受検者の個人情報を委託先に直接提供することを求める時は、委託先が正当な権限を有する旨を書面（電子メール含む。以下本項において同じ。）にて甲に事前通知するものとする。なお、乙は、委託先に変更があつた場合（新たな委託先の選定又は委託契約の終了も含む）、速やかに甲にその旨を書面にて通知するものとする。</p> <p>9. 乙は、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに甲に変更内容を通知し、甲に従つて変更の手続きを行わなければならない。</p> <p>10. 乙は、その他、上記各項に準じて甲乙間の信頼関係を損なう行為をしてはならない。</p>	第2項の追加。 改定前第8項を申込利用IDの取り扱いとして、第4条に移管。
第13条（採点結果データ等の利用）	<p>乙は、甲が本サービスの提供を通じて得たデータ（以下「採点結果データ等」という）を本サービス及び付随サービス提供の目的で利用すること、ならびに乙及び受検者個人を容易に識別・特定できない形式に加工したデータ（以下「加工統計データ等」という）を作成し、本サービスを含むテストの項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認などを目的として利用すること、また、加工統計データ等と甲が保有する情報を併せて統計処理したうえで、営業活動用資料の作成、大学生・社会人の教育・就業に関する実態調査・分析、及びその公表、商品の研究・開発等に利用することを予め承諾するものとする。また、乙は、大学生・社会人の教育・就業に関する実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等を目的として、加工統計データ等をベネッセならびにパーソルキャリア株式会社、株式会社パーソル総合研究所、パーソルプロセス&amp;テクノロジー株式会社、企業・大学等の研究者・研究機関が利用すること、また、研究成果は学会や各種媒体等で発信される場合があることを予め承諾するものとする。</p>	<p>採点結果データの利用主体より株式会社ベネッセコーポレーションを削除。 個人情報を識別・特定できない形に加工した加工統計データ等を区別して記載。 加工統計データの利用者について変更。</p>
第14条（採点結果データ、加工統計データ等の保管、廃棄、削除、消去）	<p>1. 甲は、採点結果データ等を、テスト実施年より一定期間（以下「保存期間」という）、当該採点処理等の結果報告と同じ内容の報告ができる状態で保存できるものとし、保存期間を経過した採点結果データ等については、速やかに削除、廃棄等するものとする。</p> <p>2. 甲は、前項の定めにかかわらず、乙の依頼により返却、削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>3. 乙は、乙の採点結果データ等の返却、削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な日時や方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。</p> <p>4. 甲及び乙は、保存期間を経過した後も、第13条に定める加工統計データ等を保存することができる。</p>	<p>採点結果データの保存期間、ならびに、採点結果データと加工統計データの取り扱いを区別して記載。</p>
第16条（本サービスの利用停止・解除等）	<p>1. 甲は、合理的な根拠に基づき、乙が本約款に違反している疑いがある場合、乙の本サービスの全部又は一部の利用を停止することができる。</p> <p>2. 契約の解除・解約後も、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第18条、第19条、第23条及び本項は存続するものとする。</p>	条番号の修正。
第18条（損害賠償）	<p>甲及び乙は、本約款に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、賠償する責任を負う。</p>	対象を、甲乙ともに変更。
第19条（免責事項）	<p>甲は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責任を一切負わない。</p> <p>1. 下記の事項及びそれに起因する損害について、甲に故意又は重大な過失が存在しない場合</p> <p>(1) 本サービスの変更、一時停止、廃止</p> <p>(2) 本サービス内外での第三者との紛争・トラブル</p> <p>2. 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中止・遅滞・中止・データの毀損・消失、データへの不正アクセスにより生じた損害について、甲に故意又は重大な過失が存在しない場合</p> <p>3. 甲は、ハッキングその他の不正アクセスにより乙及び利用者に被害が生ずることのないよう、ファイアウォールその他の合理的な措置を講じる。これらの措置にもかかわらず不正アクセスが行われ乙及び受検者に損害が生じた場合で、甲に故意又は重大な過失が存在しない場合</p> <p>4. 通常講るべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害等の不可抗力に起因して本サービスに関するデータが消失・変更された場合、また同原因に起因して本サービスの提供に際して不具合やエラーや障害が生じた場合</p> <p>5. 乙及び受検者が、甲の提供する実施管理マニュアル、付属マニュアル、受検者向けマニュアル、その他注意事項等を遵守しなかったために、採点結果に影響が生じた場合</p> <p>6. 甲が、本サービスの提供として採点処理等の結果報告をし、乙が、自ら又は第三者をして、当該報告データ又は報告書を加工・編集した場合</p> <p>7. 甲が乙及び受検者に対して案内する本サービスに利用にあたり必要な利用環境を、受検者が準備できず受検できない場合</p>	<p>第5項のマニュアルを具体的に定義。</p> <p>第8項、9項の削除。（第5条に記載）</p>

第22条（分離可能性） 本約款のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。	第22条（分離可能性） 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。	消費者契約法の記載を削除。
---	--	---------------